学校危機管理 マニュアル



令和6年度 かほく市立宇ノ気小学校

次 目

1	意	義 ————————————————————————————————————
2	目	的 ——————————
3	学	校安全全体計画 ————————————————————————————————————
4	緊	急時の対応
5	事	故発生時の救急および緊急連絡体制
6	危	機対応の組織化
7	点	検項目による定期的点検
8	当	面の具体的な対策
	*危	機対応マニュアル
	1	事故発生時の対応
	2	疾病児童の措置 ====================================
	3	感染症発生時の対応
	4	給食時の異常発生の対応
	5	熱中症の対応
	6	安全点検
	7	防災計画(1)基本と自衛防災組織
	8	防災計画(2)火災発生時の対応
	9	防災計画(3)地震発生時の対応
	10	防災計画(4)台風、大雪等の対応
	11	ゲストティーチャーへの対応
	12	校外学習での対応
	13	校内不審者への対応
	14	校外不審者への対応
	15	防災計画(5)津波警報発令および(洪水)時の対応 :
	16	防災計画(6) Jアラートによる情報伝達時の対応 :
	17	不登校児童の対応:
	18	児童虐待の対応

学校危機管理マニュアル

〈構 成〉

- 1 意義
- 2 目 的
- 3 学校安全全体計画
- 4 緊急時の対応
- 5 事故発生時の救急および緊急連絡体制
- 6 危機対応の組織化
- 7 点検項目による定期的点検
- 8 当面の具体的な対策
- *危機対応マニュアル
- *児童の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目

1 意義

学校は子どもが安心して学ぶことのできる安全な場所でなければならない。しかし、 学校の安全を脅かす危機はどの学校においても起こる可能性があり、危機には現実的に は避けることのできないものがある。この認識のもとに、学校危機に対する事前の予防 や対応策等の備えをすることにより、その被害ないし被災を最小限に止めることが必要 である。

危機管理とは、「人々が生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が 一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処する こと」と定義されている。

学校危機に対応するにあたって、職員は、研修や訓練等により実態に応じた実践的力量を高めていかねばならない。その取組は、安全教育を通した「生きる力の育成」という教育課題と深く結びついている。このことから、危機管理対策をより実効性のあるものにしていく過程に、優れた教育的意義があるといえる。

2 目 的

- (1) 子どもと教職員の心と体、生命の安全を守ることを最優先とする。
- (2) 学校の日常の教育組織とその運営を可能な限り正常に保つ。
- (3) 安全という側面から、子ども、教職員、保護者、地域の人たちとの相互の信頼 関係を維持し、その発展向上を図る。
- (4) 危機はひとつの試練であるが、教育的な視点から事態に対処し、その体験と教訓を学校教育に組み込み、生かすように努める。

(4) 学校安全全体計画

• 日本国憲法 教育目標 地域の実態 • 教育基本法 豊かな心をもち、たくましく生きる児童の育成 〇保護者は学校に協力 • 学校教育法 的である。PTA活動にも • 教育関係法規 積極的である。 ○学校安全についての めざす児童像 意識も高い。 学習指導要領 進んで考える子・やさしく思いやりのある子・あきらめない心と体をもつ子 児童の実態 ○明るく素直に話すことが 学校安全目標 できる。いろいろなことに 石川県教育目標 興味を持っている。 かほく市教育目標 日常生活の中で、安全に生活するための必要なことを理解し、 〇進んで行動し、ねばり強 く最後まで取り組む力が弱 進んできまりを守り、安全に行動できる態度や能力を養う。 〇安全に対する意識はやや 薄い。

安全教育及び安全教育の方針等							
生活安全	交通安全	災害安全					
解し、危険予測能力を高める。 ○家庭・地域・社会で起こる犯罪 や危険について理解し、巻き込ま れないための行動ができるように する。 ○不審者に対する適切な対処方法	けさせる。 ○道路における危険を理解し危険 予測能力を高める。	ついて理解し、命を守るため安全 に避難する方法を身に付ける。 ○災害発生時における自分の役割					

関係する教科等

- ○教科(体育科、理科、家庭科等)、道徳や特別活動、総合的な学習の時間における安全な行動、 安全確保のための学習活動
- ※特に、避難訓練(地震、火災、不審者等)における安全確保のための行動訓練や事前事後の指導 ○朝や帰りの会における事故防止のための指導や避難訓練等における避難行動・避難経路についての 指導

【	中学年	高学年
○安全な登下校の仕方を理解し、	○安全に学校生活を送るための	○安全に関する知識を身に付け、
登下校できる。また、校舎内での	ルールを理解し、危険を予測する	学校生活や日常生活の中で、適切
安全な行動や遊具の安全な使い方	力を身に付ける。	な行動ができる。
を理解し、実践することができ	○訓練や指導を通して、適切に安	○適切に避難行動ができることに
る。	全のための行動(自分で自分を守	加え、周囲の安全について配慮す
○安全な避難行動ができる力を身	ること)ができる。	る力を身に付ける。
に付ける。		

安全管理						
生活安全(対人管理)	環境安全(対物管理)	災害安全				
○各教科・総合・特別活動におけ	○校舎内の安全点検	○事故・災害発生時の措置				
る安全管理	(教室・特別教室・体育館等)	○防災に関する安全管理				
○休み時間における安全管理	○校舎外の安全点検	(消火器・避難用具等)				
(廊下・校庭等)	(校庭・運動場・プール等)					
○給食時における安全管理	○戸締まり確認 (毎日)					
○清掃時における安全管理	○通学路点検					
○登下校時の安全管理						
○情報モラル (SNS)						

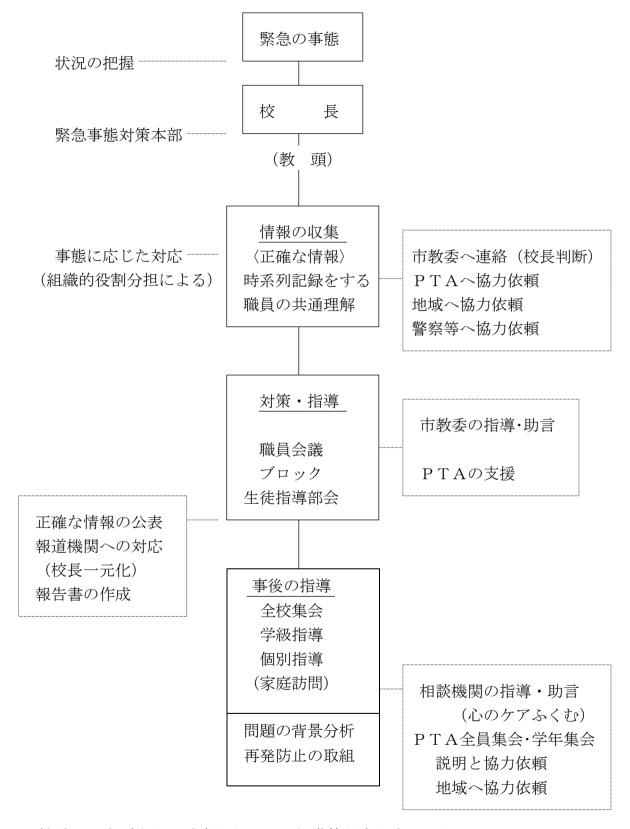
教職員研修

- ・救急法講習会の開催
- ・危機管理講習会の開催

地域・家庭との連携

- ・学校安全委員会の開催
- ・学校安全ボランティアの公募
- ・PTA・地域との連携

4 緊急時の対応



- * 慎重に すばやく 誠意をもって 組織的対応をすること
 - ① 正確な事実の把握に努める
 - ② 教育委員会等の関係機関の指導・助言を受ける
 - ③ 人権に配慮し、正確な事実を状況に応じて公表する
 - ④ 保護者・地域・その他関係機関の協力を得て、心のケアと再発防止に努める

5 事故発生時の救急および緊急連絡体制

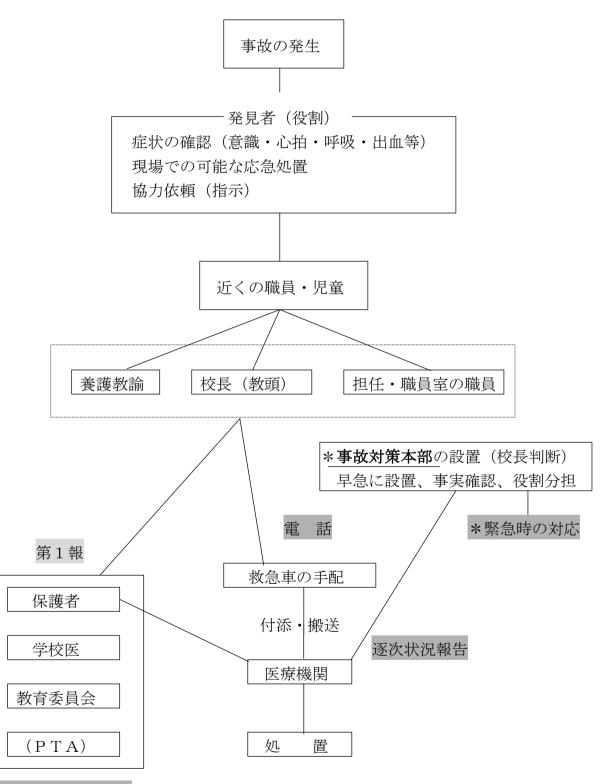
三大原則

- ① 生命維持最優先(救急処置)
- ② 冷静で的確な判断と指示(校長)
- ③ 迅速で正確な連絡

緊急対応例

交通事故・大きなけが・火事

水難事故・感染症

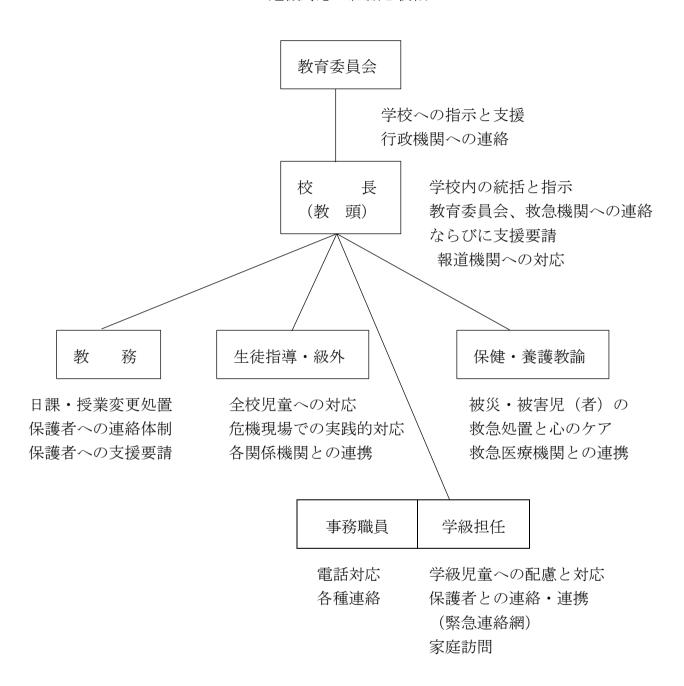


保護者との連絡体制教育委員会への続報

6 危機対応の組織化

*校務分掌の連携等によって、危機に適切に対応するための組織化を図っておく

危機対応の組織と役割



7 点検項目による定期点検

- *幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目例 に基づき、定期的に行う。
- *問題点や改善点があった時には、校長に報告し、すみやかに対処する。
- *点検活動により、職員の安全管理意識の向上を図る。

(項目は別紙資料参照)

8 当面の具体的な対策

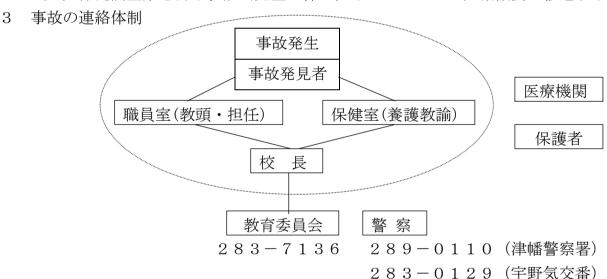
- (1) 事故・事件の未然防止対策に努める。
 - ① 日頃から、児童や学校環境について、安全面での実態の把握に努める
 - ② 日常的に児童への健康・安全指導、道徳指導、生徒指導を行う
 - ③ 職員自身の事故・事件にかかわる意識を高め、予測や対応の資質を養う
 - ④ 家庭・地域との連携による指導に努める
- (2) ハード面での対策
 - ① 不法侵入への対応(報知器、看板等の設置)
 - ② 校内放送 (緊急集会を開く) =避難態勢 (先生の指示に従って・・)
 - ③ 通報 (職員室へ)
 - ④ 火災報知器(事後復旧をさせること)
- (3) ソフト面での対策
 - ① 来校者にはインターフォンで「用件・氏名」を名乗ってから職員室へ
 - ② 来校者は職員室に立ち寄り「氏名・社名」を来校者名簿に記録してもらう
 - ③ 危機状況を想定し、実際的な対応を考えておき、可能な訓練を実施する 例 緊急時→「緊急集会を開く(=避難態勢)→早急に事態の把握
 - → 退避、避難(安全対策班、児童掌握班に分かれて対応する)
 - ④ 地域の方々に、児童の安全への関心を高めてもらい、あわせて防災・防犯という面から、学校安全協力員として、状況に合わせて支援を依頼する
 - (例) こども110番の家 区長 警察署 宇ノ気小学校安全委員 校地内巡回ボランティア 交通安全推進隊 民生児童委員 PTA三役・役員
- *参考資料 宇ノ気小学校の報(ほう)告・連(れん)絡・相(そう)談-
 - (1) 校長の承認ないし許可を要すること
 - ア 日課を大きく変更したり、児童を校外に引率しようとしたりするとき
 - イ 所定時間以後に児童を残したり、休日に登校させたりするとき
 - ウ 児童に対して、特段の教育的配慮に基づく対処をするとき
 - エ 外部の人に、校舎や備品の使用を許可しようとするとき
 - オ 勤務時間中にやむをえず校外に出るとき
 - (2) 校長へただちに報告を要すること
 - ア 児童が校地内や登下校において負傷したり、体調を大きく崩したりしたとき
 - イ 児童の所在が不明になったとき
 - ウ 児童や職員の所持品または学校備品が盗難にあったと考えられるとき
 - エ 児童に懲戒権を越えるような対処をしてしまったとき
 - オ 施設・設備・備品等が破損したり、危険を及ぼす恐れがあったりするとき
 - カ 保護者等より、学校に対して特別な要望事項があったとき
 - キ 児童の家庭で事故や災害があったのを知ったとき

事故発生時の対応

目 的 学校内で発生した事故への迅速かつ適切な対応 分 掌 養護教諭

1 基本事項

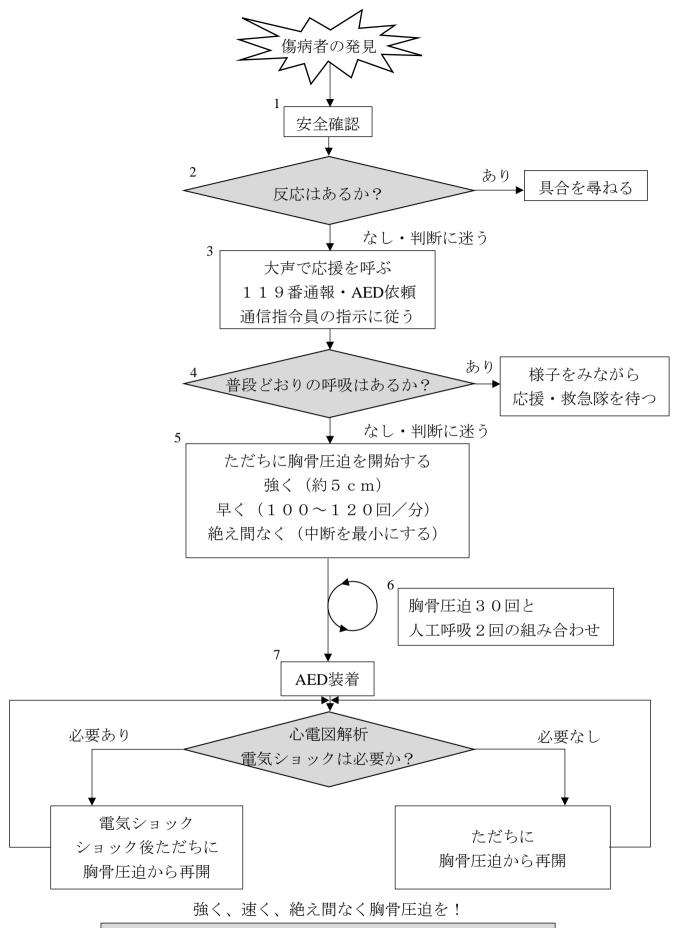
- (1) 学校の救急処置は、次の2つに限定される。
 - ①医療機関または保護者に引き渡すまでの応急手当であること
 - ②一般医療の対象とならない軽微の応急手当であること
- (2) 事故の原因については、担任が家庭との連絡を十分にとる。
- (3) 事故状況の詳しい記録を、時系列で作成しておく。
- (4)報道機関への窓口は一元化し、保護者には事実に基づく正確な情報を伝える。
- 2 医療機関へ引き渡すまでの流れ
 - (1) 校長に報告したうえで、児童の保護者に連絡をする。
 - (2) 医師の在院を確かめ、負傷者の状況を簡単に説明してから医療機関へ輸送する事故の状況によっては、直ちに救急車の手配をする。
 - (3) 保健調査票を持ち、該当児童に伴い直ちにタクシーで医療機関へ移送する。



※養護教諭が不在の時は、教頭・校長が対応にあたる。

中田医院(内科) 283-1125 久保医院 (内科) 283-0017 浜田歯科(歯科) はまなすクリニック(耳鼻咽喉科) 283-5582 286-3387 金沢医科大 県立中央病院 286-3511 237-8211 ふじた整形外科 283-7177 きた眼科 283-1515 たなべ眼科 289-6340 宇ノ気タクシー 河北台タクシー 283-2161 283-0679

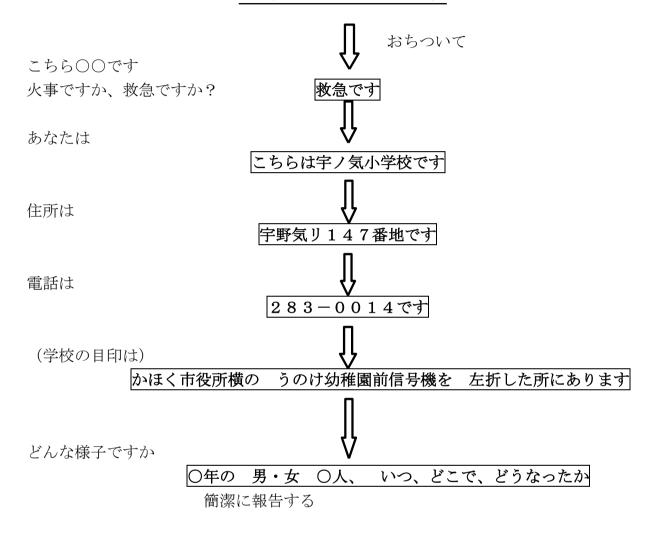
- 4 関連法規 〇日本スポーツ振興センター法 〇地方公務員法29条(職務専念義務) ○国家賠償法1条、2条
- *参考資料(応急処置の手順)子ども第一の対応をし、事故の状況を的確に把握しておく



救急隊に引き継ぐまで、または傷病者に普段どおりの呼吸や 目的のある仕草が認められるまで続ける

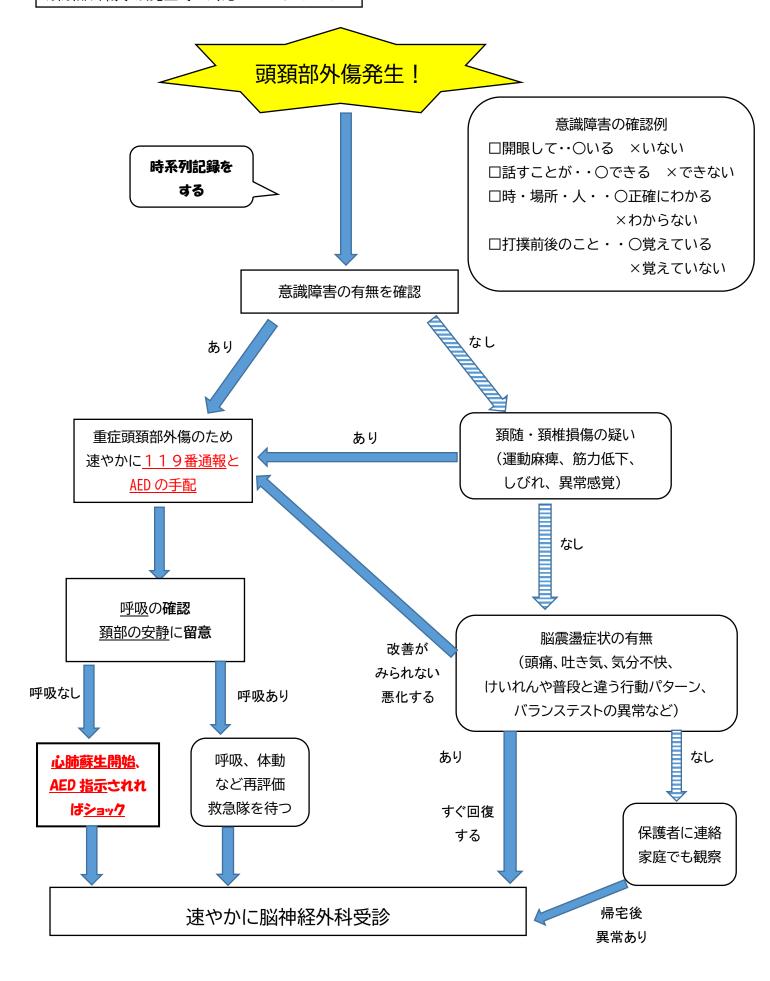
救急車の呼び方

局番なしの119番



(救急車が来るまで)

- ☆ 救急車の到着までの観察事項、処理の様子を記録して(心にとめて)おき、 救急隊員に伝えるようにする
- ☆ 駐車場まで救急車を迎えに出て、誘導する
- ☆ 他の児童が動揺しないように配慮する



疾病児童の措置

目 的 登校後の児童の疾病を把握し、児童の健康と安全を管理する 分 掌 養護教諭

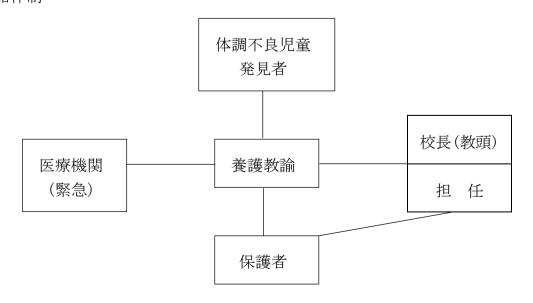
1 基本事項

- (1) 登校前の体温が37度以上ある時は、登校を見合わせる。
- (2) 登校後に体温が37.5度以上になった場合は、早退させて保護者のもとでの健康管理とする。
- (3) 医師の診断を妨げるような措置は避ける。特に、投薬などは学校医から指示された必要かつやむをえないものに限る。
- (4) 容体が急変し緊急を要する場合は、「事故の連絡体制」に従って、医療機関へ 移送する。

2 疾病児童の措置

- (1)登校後に体調が悪くなった場合、養護教諭の判断に従い、速やかに安全で状況に応じた適切な措置をとるとともに、校長に報告をする。また、必要に応じて校長の判断を依頼する。
- (2) 保護者へ委ねる場合には迎えを依頼するが、やむをえない場合は、養護教諭か 担任がタクシーで送る。
- (3) 保健室の休養ベッドの利用は、観察を要す児童に限るとともに短時間とする。

3 連絡体制

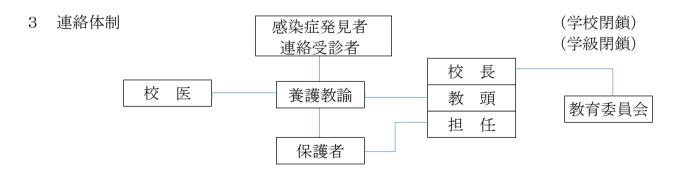


感染症発生時の対応

目 的 感染症の発生を把握し、蔓延防止等必要な措置をとる 分 掌 養護教諭

1 基本事項

- (1) 感染症の種類
 - 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ
 - 第二種 インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、 風しん、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜 炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
 - 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎、その他の感染症 (感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑等)
- (2) 出席停止とその解除は、医師の指示に従う。
- (3) 発生中に登校していると思われる場合は、家庭と連絡をとり、善処する。
- 2 発見時(連絡を受けたとき)の措置
 - (1) 発見者や保護者から連絡を受けた時は、速やかに養護教諭に報告する。
 - (2)養護教諭は校長に報告し、必要に応じて校医に連絡をする。
 - (3)流行の兆しが見られるときは、欠席の状況を職員室に掲示し、児童には換気や手洗い、うがい等の必要な措置をとる。
 - (4) 欠席者が15%以上になった場合、校医や市教育委員会と相談し、学校閉鎖や 学級閉鎖、日課変更を検討する。



4 関連法令 学校保健安全法19条(出席停止)、20条(臨時休業)学校保健安全法 施行規則18条(感染症の種類)、19条(出席停止の期間の基準)

給食時の異常発生の対応

目 的 給食時の異常発生における迅速かつ適切な対応

分 掌 養護教諭 栄養教諭

1 基本事項

- (1) 異臭、腐敗、異物混入等、万一にそなえて検食をする。検食は、児童の摂食開始時間の30分前までに行い、食品の異常や安全を十分に確認し、時間及びその結果を検食簿に記録し、保存する。
- (2) 検食は、校長等、検食責任者が複数で行う。
- (3) 欠席者の給食は、衛生面を考慮して、届けることはしない。
- (4) 異常発生があった場合、報道機関への窓口は校長に一元化し、保護者には正確な情報を伝える。その際にはプライバシー等の人権に十分配慮する。

2 食中毒発生時の措置

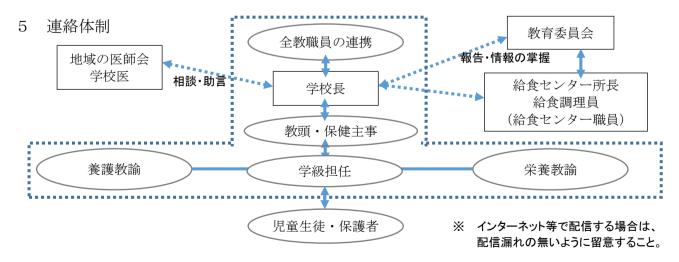
- (1)校長は、食中毒の疑いがあるときは直ちに学校医、市教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期する。保護者に対しては、教育委員会や保健所の指示に基づき、食中毒発生の事実、児童の健康調査、検便など各種調査への協力依頼などを、学年主任または学級担任を通じて速やかに連絡する。
- (2) 保健所等の意見を聞き、健康診断、出席停止、臨時休業、消毒その他の事後措 置の計画を立てる。

3 異物混入時の措置

教室で異物が発見された場合は、直ちに給食を停止し、現物を保管した上で校長等に報告する。異常があると判断した場合は、給食センター、教育委員会に連絡し、対応の協議を行う。保護者に対しては、異物混入発生の事実を速やかに伝え、児童の健康調査の協力を依頼する。

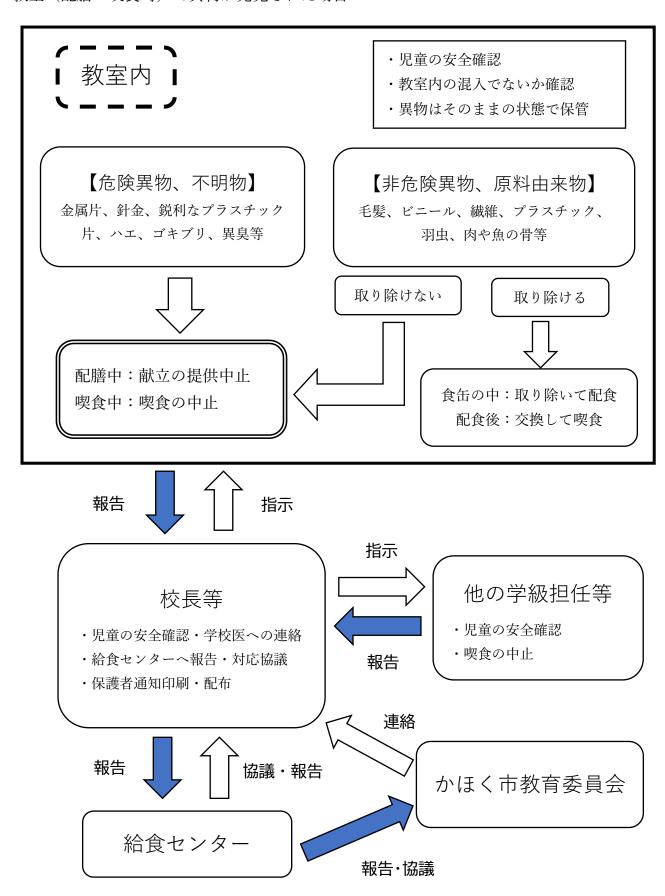
4 食物アレルギー反応発生時の措置

「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいて対応する。(次頁参照)



6 関連法令

学校給食衛生管理基準(H21.4.1) 学校給食における食物アレルギー対応指針(H27.3)



食物アレルギー緊急時対応マニュアル 組 氏名 アレルギー 生年月日 年 原因食物を 原因食物に 月 日 症状がある 触れた 食べた 注意すべき症状 (食物の関与が (可能性を含める) (可能性を含める) 疑われる))・エピペン 内服薬((1) 児童生徒をその場から動かさない、絶対一人にしない 発 ② 歩けるようなら、はき出させ、口をすすがせる。 見 保護者連絡先 ③ 内服薬を飲ませる。 \bigcirc () ④ 助けを呼び、人を集める(3人以上) (5) エピペンと、緊急時対応マニュアルを持ってくるよう指示 (2) (緊急時搬送医療機関 症状の緊急性チェック(5分以内に判断) 食物を摂取(接触)した時刻 緊急を要する症状 時 分 観察を開始した時刻 П ぐったり ◆ 5分毎に、観察、記録。 意識もうろう 分 全 ◆緊急を要する症状が、一つ □ 尿や便をもらす 内服した時刻 身 でもあれば、エピペンを使用する。 脈がふれにくい又は不規則 ÷ 分 エピペンを使用した時刻 唇や爪が青白い ◆いずれの場合必ず保護者に 時 分 連絡をする。 □ のどや胸が締め付けられる ◆当該児童対応、連絡、通報、 注意を要する症状 □ 声がかすれる 記録など、管理職が役割分担 呼 □ 犬が吠えるような咳 □ 数回の軽い咳 吸 □ 息がしにくい 器 □ 持続する強い咳き込み 観察を要する症状 ゼーゼーする呼吸 □ 軽いお腹の痛み 消 持続する強いお腹の痛み □ 中等度のお腹の痛み 化. □ 吐き気 (がまんできない痛み) □ 1~2回のおう吐 器 繰り返し吐き続ける □ 1~2回の下痢 額日 □ 顔全体の腫れ □ 目のかゆみ、充血 1つでも 面口 □ まぶたの腫れ □□の中違和感、唇の腫れ あてはまる □ くしゃみ、鼻水、鼻づまり 症状が □ 強いかゆみ □ 軽度のかゆみ 皮 ある場合 □ 全身に広がるじんま疹 □ 数個のじんま疹 膚 □ 部分的な赤み □ 全身が真っ赤 1つでも 1つでも ① ただちにエピペンを使用する あてはまる場合 あてはまる場合 ② 救急車を要請する(119通報) ③ 呼吸がない 反応がない場合 ① 内服薬を飲ませ、エピペンの 1) 内服薬を飲ませる 心肺蘇生法 AEDの措置 準備をする ② 安静にできる場所に移動 ③ 少なくとも1時間は5分毎に 心肺蘇生 ② 速やかに医療機関を受診する 開始時間 + 分 (救急車の要請も考慮) 症状の変化を観察し、症状の AED ③ 安静にできる場所に移動 改善が見られない場合は、医 開始時間 ÷ ④ 医療機関に到着するまで、 療機関を受診する その場で安静に保つ 5分ごとに症状の変化を観 (立たせたり、歩かせたりしない) 察し、緊急を要する症状が ⑤ その場で救急隊を待つ 出現した場合、エピペンを 使用する ⑥ 可能なら内服薬を飲ませる ただちに救急車で 速やかに 安静にし 医療機関へ搬送 医療機関を受診 注意深く経過観察 異形を昇き結構 呼吸が苦しく仰向けになれない場合 ぐったり、意識もうろうの場合 吐き気・おう吐 がある場合

体と顔を横に向ける

上半身を起こし、後ろに寄りかからせる

仰向けにし、足を高くする

気道異物除去の対応

気道異物とは、食べ物がのどに詰まるなどで呼吸ができなくなった状態である。下に示す2つの除去法のうち、1つの方法を数度繰り返しても効果がなければ、もう1つの方法に切り替えて異物が取れるまで続け、途中で反応がなくなった場合には、直ちに心肺蘇生を行う。

手当の手順



まず、窒息に気がつくこと。 親指と人差し指で、のどをつかむ 仕草は、「**窒息のサイン」**と呼ばれる。

強いせきが出ていると きには、自然に排出さ れることがあるため、 せきを続けさせる。



II9番通報とAEDを依頼して 心肺蘇生を行う。(P8)

心肺蘇生を行っている途中で異物が 見えた場合には、それを取り除く。<u>異物</u> を探すために、胸骨圧迫を中断しない。

腹部突き上げ法





① 傷病者の背後に回り、 ウエスト付近に手を回し、 一方の手でへその位置を 確認する。



②もう一方の手で握りこぶしを作り、親指側を傷病者の腹部(へそのすぐ上でみぞおちより十分下)に当てる。

③へそを確認した手で握りこぶしを握り、素早く手前上方に向かって、圧迫するように突き上げる。



傷病者の後方から手のひらの付け根で左右の肩甲骨の真ん中あたりを強く、 連続してたたく

注意すること

必ず病院へ行く

腹部突き上げ法は、腹部の内臓を痛める可能性があるため、異物が取れても病院へ行く。

無理に異物を探さない

やみくもに口内に指を入れて探したり、異物を 探すために手当を中断したりしない。

熱中症の対応

目 的 熱中症予防及び発生時の迅速かつ適切な対応

分 掌 養護教諭

1 基本事項

(1) 熱中症発生の要因

【環境】気温・湿度の高さ、直射日光、風の有無、急激な気温上昇

【主体】体力、体格の個人差、健康状態、体調、疲労の状態、暑さへの慣れ、衣服 の状況など

【運動】運動の強度、内容、継続時間、水分の補給、休憩の取り方

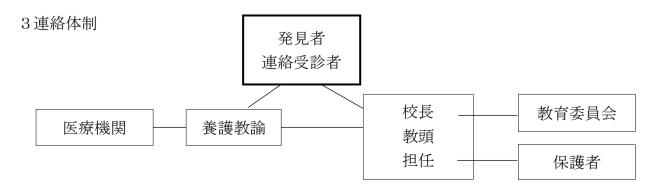
- (2) 熱中症予防の原則
 - ① 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行う。
 - ② 暑さに徐々に慣らしていく。
 - ③ 個人の条件を考慮する。
 - ④ 服装に気をつける。
 - ⑤ 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をする。

(3) 指導のポイント

- ① 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ作業を避ける。
- ② 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは帽子をかぶらせできるだけ薄着で行う。
- ③ 屋内外にかかわらず、こまめに水分補給し適宜休憩をとる。
- ④ 児童の運動能力やその日の体調、疲労状態を常に観察し、異常が見られたら速やかに処置をする。
- ⑤ 児童が心身の不調を感じたら申し出て休むように習慣づける。

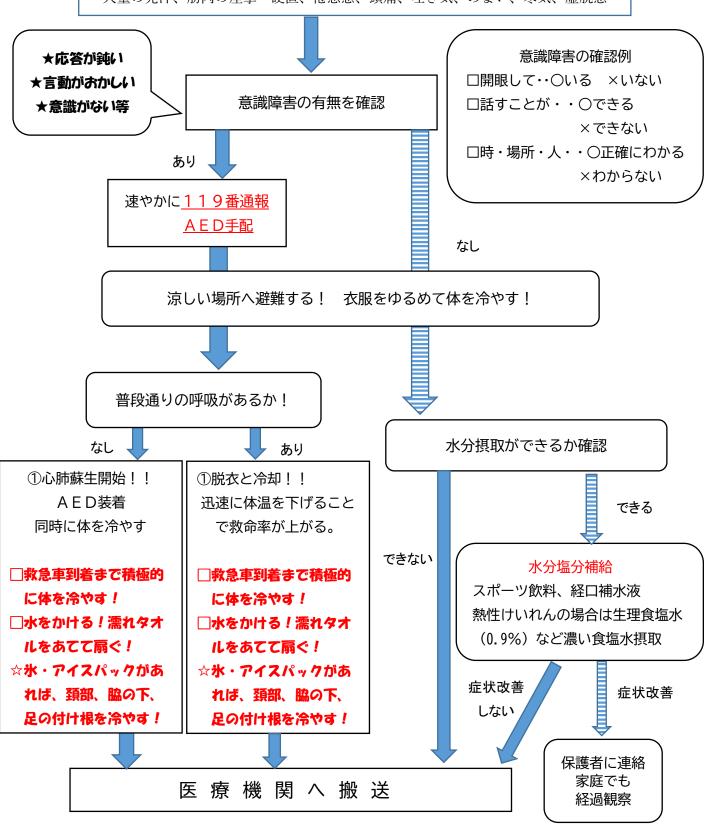
2 発生時の措置

- (1) 熱中症を疑う症状(四肢や腹筋の痙攣、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛、頻脈、顔面蒼白、足のもつれなど)が見られる場合は、意識障害の疑い (応答が鈍いなど)があれば、救急隊を要請し、体を冷やす。
- (2) 意識障害がない場合は、涼しい場所へ避難させ、水分塩分を補給し体を冷やす。症状が改善しない時は医療機関へ移送し、症状が改善した場合も経過観察する。



熱中症を疑う症状発生!

大量の発汗、筋肉の痙攣・硬直、倦怠感、頭痛、吐き気、めまい、寒気、虚脱感



熱中症の重症度と応急手当

気分が悪い、ボーっとする

重 症 度 Ι

度

めまい、立ちくらみがある

手足がしびれる

筋肉のこむら返りがある(痛い)

頭ががんがんする(頭痛)

重 症 度 II度

吐き気がする・吐く

体がだるい (倦怠感)

意識がなんとなくおかしい

意識がない

呼びかけに対し返事がおかしい

体がひきつる (けいれん)

まっすぐに歩けない・走れない

体が熱い

熱 失 神



すぐに風通しのよい日かげに移動します。足を 高くし、衣服をゆるめて、仰向けに寝かせます。

手足のしびれや筋肉痛 熱 が起こったら塩分を含 ゖ W んだ飲料を補給する ħ



涼しい場所に運び、 水分・塩分を摂取 させます。衣服を ゆるめ、体を積極 的に冷やしましょ う。水が飲めない 場合は、病院へ搬 送するようにしま しょう。



熱中症の症状の中で最も重い状態です。意識 が低下していれば命が危険な状態なので、す ぐに救急車を呼びます。涼しい場所に移動さ せ、体を冷やします。

急 疲労)

ん



重 症 度 \blacksquare 度

((熱射病)

安全点検

目 的 危険物の除去、危険箇所の点検修理等の危険防止 分 掌 教 頭

- 1 点検日 毎月1日(土曜日、日曜日や行事等で都合の悪い時は次の日)
- 2 点検方法
 - (1) 施設設備の管理及び火気責任者が分担して点検を行う。
- 3 点検場所

管理運営計画参照

- 4 点検の留意点
 - (1) どの場所も、児童の学校生活の安全面を重視して点検する。
 - (2) 校舎外施設は、特に、施設(遊具をふくむ)の安全性や錆の状況を点検する。
 - (3) 体育館は、特にバスケットのゴールを十分に点検する。
 - (4) 水槽は、水漏れ、排気口、吸気口の金網の状況を点検する。
- 5 点検表

別表 (P37) 参照

- (1) 異常の有無、異常の状況を記入するとともに、安全点検時に処置ができるもの については処置をして、異常欄の×の上に○を記入しておく。
- (2) 事後の処置が必要なものについては、点検表が提出されてからできるだけ早急 に営繕係等で処置をし、校長の確認を受けることとする。
- (3) 次回の安全点検の折には、先に異常が見られた所を再点検しながら、慎重に見ていくようにする。

6 日常点検等

- (1) 危険箇所や注意を要するところは、日常の点検と確認をおこたらないようにし、 異常が認められた時には迅速な対応をしていくようにする。
- (2) 安全教育を進めるとともに、児童の目による点検活動の展開や安全意識の高揚に努める。

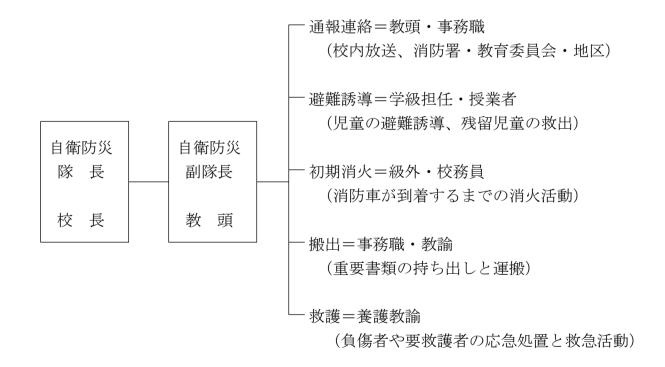
防災計画(1)基本と自衛防災組織

目 的 学校防災計画の基本的な考えと自主防衛組織 分 掌 教 頭

1 基本的な考え

- (1) 児童の安全を第一に考える。
- (2) 平時より避難訓練を実施し、緊急時に対処できるようにしておく。
- (3) 火気使用場所、火気使用設備・器具の点検については、各責任者があたる。 火気取締責任者は、施設管理者と同じとし常に防火施設の保全整備に留意する。
- (4) 防火責任者は校長とする。
- (5) 防火責任者は、常に防火設備、防火器具の整備と保全に留意する。

2 自衛防災組織

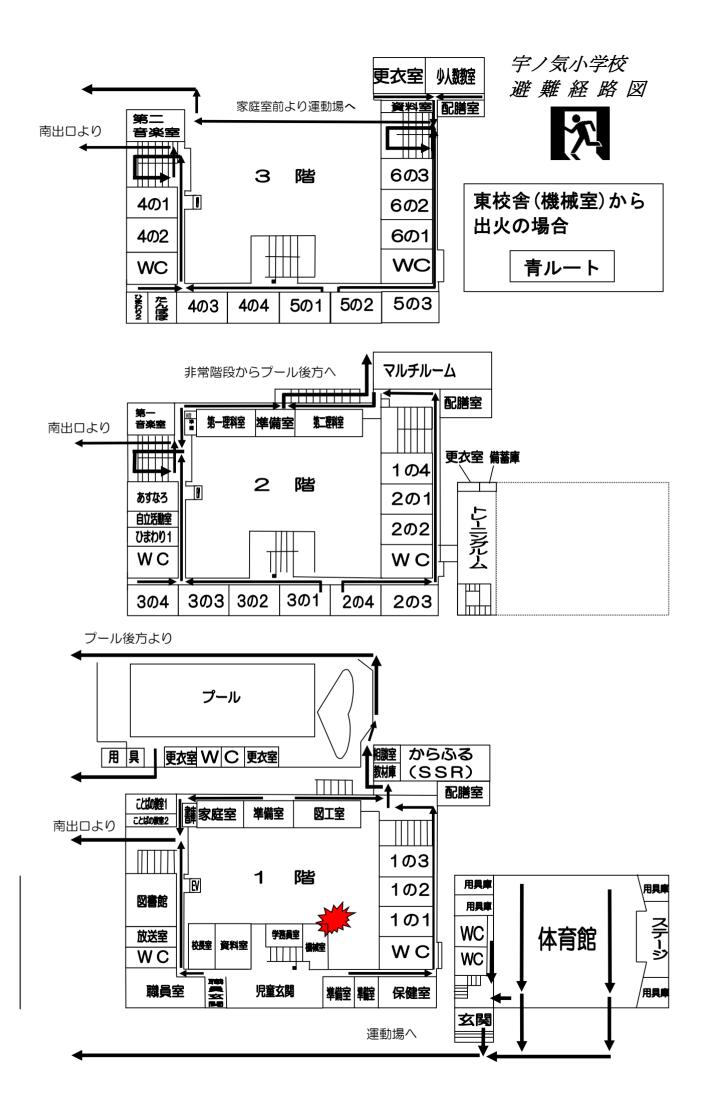


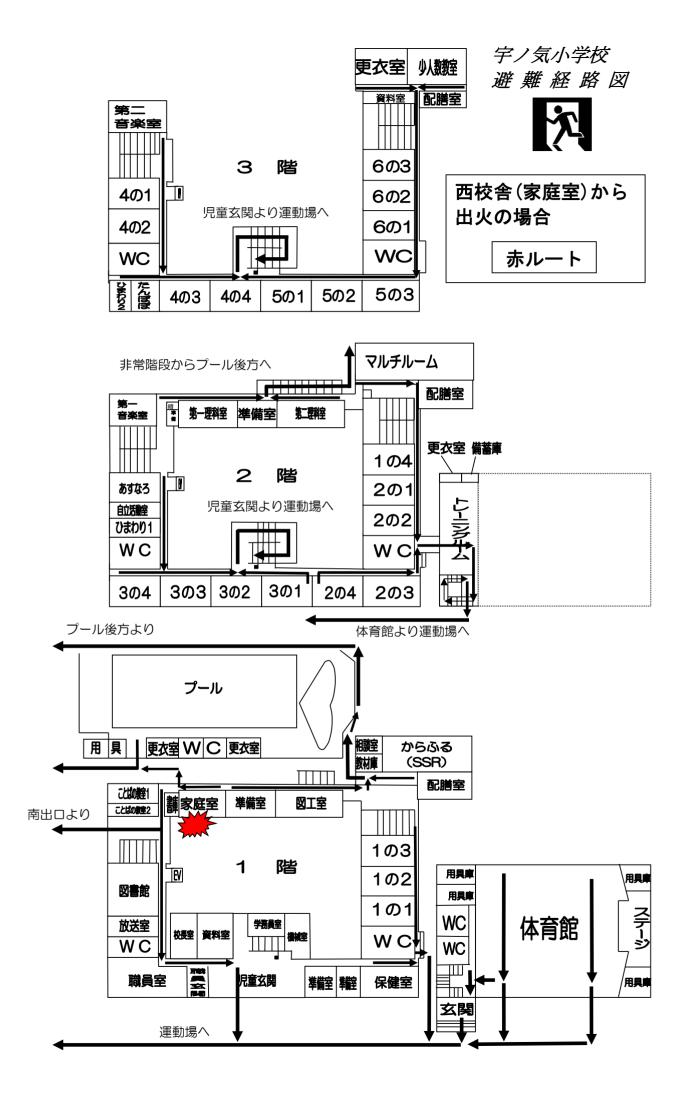
3 詳細は、「令和5年度かほく市立宇ノ気小学校 消防計画」の記載を参照のこと。

防災計画(2)火災発生時の対応

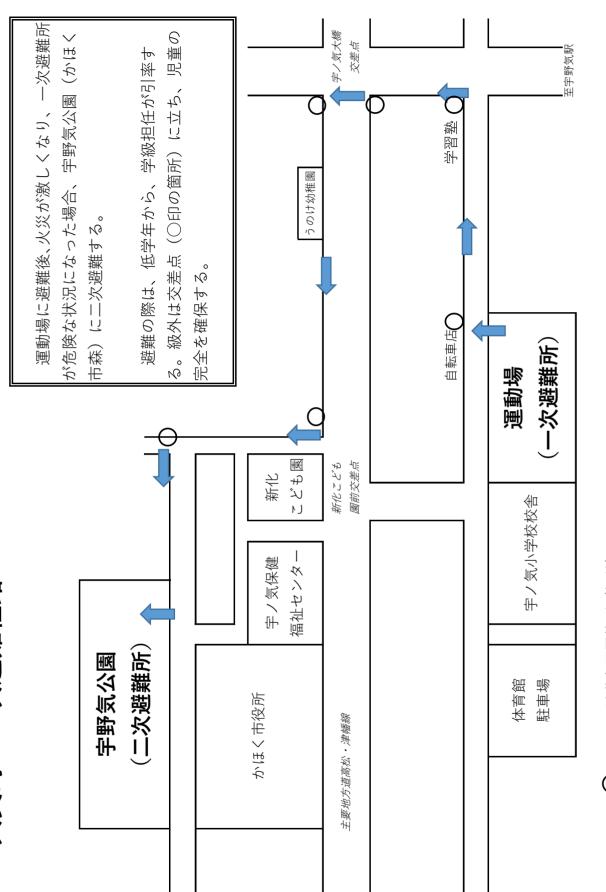
火災発生時の迅速、適切な対応 目 的 分 掌 教 頭

- 1 基本事項
 - 「本校消防計画」ならびに、「防災計画(1)」(前ページ)によって行動する。
- 2 火災発見時の対応
 - (1) 発見者は、大声で「火災発生!」とさけび、非常ベルを押す。
 - (2) 職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。 「○○が火事です。先生の指示に従って運動場に避難しなさい。」
 - (3) 消防署へ通報(119番) 「字野気リ147番地 字ノ気小学校が火事です。」
 - (4) 児童の安全を第一に考えて、初期消火、搬出等を行う。
- 児童の避難方法(避難経路はP22~23)
 - (1)授業中の校内火災
 - ①すべての行動をやめ、静かに緊急放送を聞く。
 - ②教師の指示を受けるまで、勝手な行動はしない。
 - ③ハンカチを出し、静かに素早く廊下に並ぶ。
 - ④煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口に当てて煙を吸わないよう にする。
 - ⑤「お・か・し・も」=押さない・かけない・しゃべらない・もどらない 特に階段を下りる時には前の児童を押したりしない。
 - ⑥校庭では、教師を先頭に早足で行動し、集合場所で整列し、座って指示があ るまで待つ。
 - (2) 休憩中の校内火災(廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合)
 - ①放送および教師の指示をよく聞く。
 - ②特に廊下・トイレ等の児童は、その場で放送や教師の指示をよく聞く。
 - ③避難の途中で教室等に引き返さない。
 - ④放送および教師の指示に従い、決められた集合場所に整列し、座って担任教 師が来るのを待つ。
 - (3) 休憩中の校内火災(校庭・運動場等屋外にいる場合)
 - ①放送および教師の指示をよく聞く。
 - ②放送や指示に従い、教室等に引き返さず決められた集合場所に整列し、座っ て担任が来るのを待つ。
- 4 避難後の対応
 - ・ 担任は児童の人数を確認し、校長に報告する ・ 係分担の活動





火災時 二次避難経路



)・・・誘導者配置箇所(級外)

防災計画(3)地震発生時の対応

目 的 地震発生時の迅速、適切な対応

分 掌 教 頭

1 基本事項

- ・「本校消防計画」ならびに、前出の「防災計画(1)」によって行動する。
- 2 地震発生時の対応
 - ・職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。 「地震です。机の下に避難しなさい。」 (おさまったら) 「地震がおさまったようです。先生の指示に従って運動場に避難しなさい。」
- 3 児童の避難方法(避難経路は火災発生時と同じ)
 - (1)授業中の地震発生
 - ①放送および教師の指示をよく聞く。
 - ②あわてて教室外に飛び出したりせずに、机の下に身を入れて頭部を防護する。
 - ③放送および教師の指示に従い、避難する場合は火災時の避難に準じて行う。
 - ④避難は落下物に注意して行う。
 - (2) 休憩中の地震発生(廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合)
 - ①放送および教師の指示をよく聞く。
 - ②教室にいる場合は、直ちに机の下に身を入れる。
 - ③廊下・体育館にいる場合は、ガラス窓から離れ、各場所の中央で身を伏せ、 その後の教師の指示に従って行動する。
 - ④トイレにいる場合は、ドアを開き、その場で地震がおさまるのを待ち、教師 の指示に従って行動する。
 - (3) 休憩中の地震発生(校庭・運動場等屋外にいる場合)
 - ①放送および教師の指示をよく聞く。
 - ②校舎や塀から離れ、頭部を守るようにして伏せる。
 - ③地震がおさまるのを待ち、教師の指示に従って行動する。

4 避難後の対応

- ・ 担任は児童の人数を確認し、校長に報告する
- ・ 係分担の活動

防災計画(4)台風、大雪等の対応

目 的 台風、大雪等への適切な対応(集団下校、臨時休業) 分 掌 教 頭

1 基本事項

- (1)「本校消防計画」ならびに、前出の「防災計画(1)」によって行動する。
- (2) 台風接近や大雪の情報を迅速かつ的確に把握し、授業打ち切りや集団下校など の処置をとる。
- (3) 市教育委員会に連絡し、その指導を受けたり、他の学校と連絡を取ったり、連携しながら校長が判断する。
- (4) 学級の緊急連絡網を整備し、実効性のあるものにしておく。

2 災害による集団下校

- (1)全校集会などで、児童に対して現況を知らせ、適切な対応や行動についての指導を行う。
- (2)集団下校では、担当教師が引率する。
- (3)集団下校コースと担当

3 臨時休業

- (1) 緊急の場合は、「いいメールかほく」や「コドモン」を使って連絡をする。
- (2) 休業中の場合も使い、児童の様子を確かめるとともに、今後の対応や行動の指示をする。
- (3) 臨時休業の間、担任は児童の様子の把握に努めるとともに、状況に応じた適切な連絡をとるようにする。
- (4) 緊急連絡ができない状況においても各家庭の判断で安全第一を考えての行動を とるように確認しておく。

4 関連法規

学校教育法施行規則63条

非常変災等による臨時休業(校長判断、教育委員会への報告)

ゲストティーチャーへの対応

目 的 当該授業で的確に活動できるとともに、快く参加してもらう ための対応

担 当 担任教諭 学校コーディネーター

1 基本事項

- (1) 今後、ゲストティーチャーの増加が考えられるので、その受け入れの仕方を決めておいたり、担当教諭を決めておいたりする。
- (2) 地域の人たちの協力を得るためには、日頃より学校を開く活動を重ね、学校の 様子を知ってもらうように努める。
- (3) 依頼する際にはねらいをきちんと伝え、あわせて事前の打ち合わせを十分に行い、苦言に対しても真摯に受け止め、今後の活動に生かすよう努める。

2 ゲストティーチャーに対する対応

- (1) 担任は、ゲストティーチャーを依頼したい活動や授業の日時、主旨、内容等を外部人材依頼書に記載し、事前に管理職へ提出する。
- (2) 外部人材依頼書をもとに、学校コーディネーターは依頼に応じたゲストティーチャーを探し、了承を得る。
- (3) 学校コーディネーターは、ゲストティーチャーに依頼書(必要に応じて派遣願) を発送する。
- (4) 学校コーディネーターは、ゲストティーチャーと事前の打ち合わせをする。場合によっては、担任が行う。
- (5) 当日は時間的に余裕をもって来校してもらい、自然な形で学習活動に参加、ご協力いただけるように配慮する。学校コーディネーターは、活動中もサポートする。
- (6) 授業や活動の初めや終わりには、校長室に入っていただき、謝礼(交通費)等を お渡しする。
- (7) 学校コーディネーターは、礼状を発送する。その際には児童の感想やお礼の文を 添えるようにする。

3 謝礼について

ゲストティーチャーには、かほく市の規定によって相当の謝礼、交通費を渡す。 学校支援ボランティアは基本無報酬ではあるが、交通費に当たる分は金券や品物な どでお返しする。

4 事故への対応

- (1) 校長へ報告し、原則として「事故発生時の対応」により対処する。
- (2) 活動内容によって危険を伴うことについては、「ボランティア保険」の説明を して加入することを考える。

校外学習での対応

目 的 校外学習を円滑に、安全に行うための対応

分 掌 担当教諭

1 基本事項

- (1) 事前の検討を十分に行い、下見をしたうえで、ねらいに沿う形で快く受け入れてもらえるように努め、児童の学習効果が上がるようにする。
- (2) 受け入れ施設等の都合をたずねて、それに合わせるとともに、移動のマイクロバスの確保するためにも、時間的な余裕を持って計画や準備をする。

2 校外学習の流れ

- (1) 担任は、校長に対して事前に活動の日時、主旨、活動内容等を知らせる。
- (2) 電話等を通して、相手先に受け入れてもらえるかどうか確認する。
- (3) 市のバスを依頼する。(活動により雨天の場合も考えておく)
- (4) 相手先に依頼状を発送する。
- (5) 下見や事前の打ち合わせをする。
- (6) 定められた「校外学習実施計画書」を提出する。
- (7) 当日の校外学習を行う。
 - ・児童には、あいさつや礼儀、感謝の気持ちを大切にするよう指導する。
 - ・緊急連絡に備えて携帯電話等を持参するのが望ましい。
- (8) 定められた「校外学習実施報告書」を提出する。
- (9) 礼状を発送する。その際には児童の感想やお礼の文を添えるようにする。

3 謝礼について

(1) 原則として、無報酬とする。

4 事故への対応

- (1) 校長に報告し、その指示を受けて対応する。
- (2) 原則として「事故発生時の対応」により対処する。
- (3) 緊急連絡簿等を持参し、事故が起きた場合に備える。

校内不審者への対応

目 的 校内に不審者が侵入した場合の迅速、適切な対応 分 掌 教 頭

1 基本事項

- (1) 日頃より、学校の安全管理と児童に対する安全教育に努める。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組む。
- (3) 近隣の学校と情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

2 不審者の早期発見

- (1) 職員による計画的な校内巡視を行う。
- (2) 来校者に対して、「何かご用ですか。」といった声かけを行う。 正当な理由がない場合は、退去を求める。
- (3) 不審者である場合はすぐに職員室に連絡し、複数の職員で対応する。
- (4) 児童による職員への通報体制の指導をする。

3 緊急事態発生時の対応

- (1) 退去を求めたのに応じない場合や危害を加える恐れがある場合には、組織的な対応をする。
 - ①職員室へ緊急連絡
 - ②暴力行為の抑止、別室等への隔離
 - ③110番通報、市教育委員会への緊急連絡と支援要請
- (2) 隔離等できない場合は、児童の安全を守るために次のような組織的対応をする。
 - ①平時に共通理解してある役割分担に基づき、安全対策班と児童掌握班に分かれて対応する。
 - ②安全対策班は、防御や不審者の移動阻止に努める。
 - ③「緊急集会をひらきます。○○階段は通れません」(=C態勢)という校内放送を合図にして、児童掌握班は、児童の掌握に努め、待機や避難誘導にあたる。
 - ④負傷者がいる場合には、速やかに119番通報や応急手当を行う。なお、 緊急とはいえ、被害者の心理にも十分に配慮をした対応に努める。
 - ⑤対策本部(本部長は校長)を設置、発動し、事後の対応や措置にあたる。
 - ・情報の整理と一元的な提供 ・保護者への説明 ・心のケア
 - 教育再開準備と再発防止対策実施報告書作成と災害共済手続き

4 日常の配慮事項

- (1) 職員室の机上等に個人情報に関わるような書類を放置しない。(金品も同様)
- (2) 来校者がいる時に、個人や学校の話題や情報については十分に配慮する。

校外不審者への対応

目 的 校外不審者の通報を受けた場合の迅速、適切な対応 分 掌 教 頭

1 基本事項

- (1) 日頃より、学校の安全管理と児童に対する安全教育に努める。
- (2) 学校と家庭、地域が一体となった安全管理体制の確立に向けて取り組むととも に、宇ノ気小安全委員やPTA等との具体的な連携を図る。
- (3) 近隣の学校と情報を交換し、迅速かつより適切な対応に努める。

2 安全教育

- (1) 安全教育を行い、安全面での理解を深める。
- (2) 自分たちの近くや通学路にある「子ども110番の家」の場所と、その意味や 行動を理解させる。
- (3) 不審者を見かけたら、家の人や学校に連絡するように指導する。いかのおすし
- 3 連絡を受けたときの対応
 - (1) 児童の安全を第一にして、心のケアに配慮した対応に努める。
 - ①児童の状況(何があったのか等)を把握する。
 - ア 学年、名前
 - イ 何が・・・わいせつ、声かけ など
 - ウいつ、どこで
 - エ 不審者の特徴・・・性別、年齢、身長、体格、服装 など
 - オ 車のナンバー
 - カ 誰といたか、後どうしたか
 - ②警察や市教育委員会への連絡
 - ③近隣の学校へ情報を伝え、適切な対応を求める。
 - ④状況の詳しい記録を、時系列で作成しておく。

4 事後措置

- (1) 全職員に事態を知らせ、校長の統括のもとで事後の対応や措置をとる。
- (2) 児童の安全を確保するために、全校や学級で適切な指導を行う。
- (3) 保護者に事実を知らせるとともに、安全確保のための配慮や指導を依頼する。
- (4) 宇ノ気小安全委員等に事実を知らせるとともに、安全確保のための配慮や指導を依頼する。

(6) 不審者対応フローチャート 不審者対応フローチャート チェック ←声かけ(あいさつ・用件を聞く) 口声かけ 来校者 □用件聞き 正当な理由あり(来客として校長室へ) 口受付への案内 対応1 → 受付に案内 正当な理由なし 要請に応じる □退去要請 ▶ 110番: 退去要請 対応2 □退去•安全確認 要請拒否 不審者進入 再侵入 □管理職等への緊急連絡 □暴力行為制御と退去の説得 対応3 組織的対応1 □110 番通報 (器物破損・暴力行為) • 隔離 口不審者の子どもからの隔離 • 110 番通報 口緊急防犯体制及び指示 ・教育委員会へ緊急連絡・支援要請 □教育委員会への連絡 □被害等安全確認 警察へ引渡 隔離 □不審者の荷物等観察監視 隔離できず 対応4 組織的対応2 □全教職員への通報 □緊急対策本部の設置 • 緊急体制 □全校生の掌握 • 緊急校内放送 □避難誘導 子どもの安全確保最優先 口人員点呼 • 緊急対策本部設置 ・警察との連携 □負傷者の有無確認 (子どもの安全確認) □警察との連携 □凶器所持等の有無の確認 警察による逮捕 負傷者発生 教職員による獲捕 対応 5 警察へ引渡 □119 番救急車要請 口被害の全容把握 □PTA 救急救護班要請 組織的対応3 対応6 □負傷者の 119番通報(救急車要請) 学年・組・氏名を確認記録 • 応急手当 □負傷者の • 病院へ搬送 負傷の程度を把握記録 口病院へ搬送(教員等付添) □搬送先病院名及び負傷者名記録 口負傷者の全容把握 (本部での記録) 口保護者への連絡

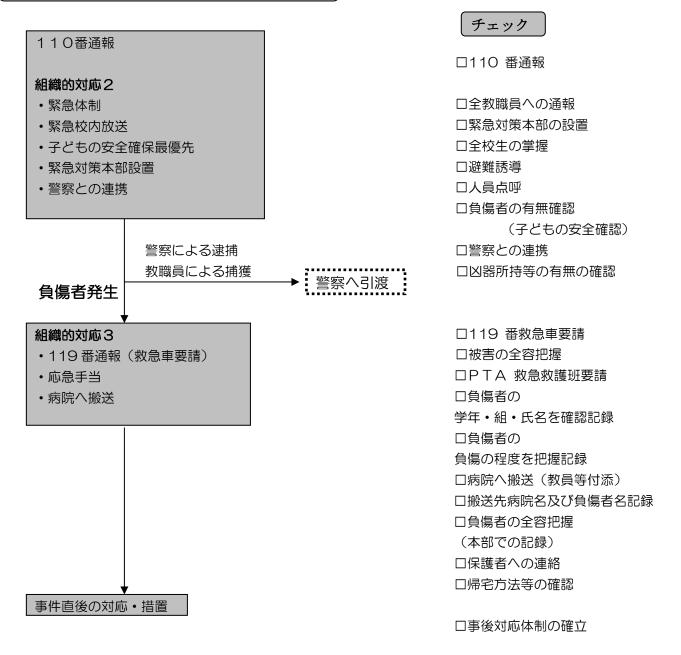
事件直後の対応・措置

対応7

口帰宅方法等の確認

口事後対応体制の確立

明らかに不審者の場合のフローチャート



※ 各ケースの対応については、対応マニュアルをつくり、的確な対応ができるようする。
なお、対応マニュアルは、全職員が持つと同時に

職員室に掲示しておく。

防災計画(5)津波警報発令時および洪水発生時の対応

目 的 津波警報発生時および洪水発生時の迅速、適切な対応

分 掌 教 頭

1 基本事項

- ・「本校消防計画」ならびに、前出の「防災計画(1)」によって行動する。
- 2 津波警報発生時の対応
 - ・職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。 「津波(洪水)の危険があります校舎3階に避難しなさい。」
- 3 児童の避難方法(3階教室に避難)
 - (1)授業中の津波(洪水)警報発令
 - ①放送および教師の指示をよく聞く。
 - ②あわてて教室外に飛び出したりせずに、担任の指示のもと3階教室に避難。
 - ③避難は迅速に行う。
 - (2) 休憩中の津波 (洪水) 警報発生 (廊下・トイレ・教室・体育館等屋内にいる場合)
 - ①放送および教師の指示をよく聞く。
 - ②教室にいる場合は、3階の教室に移動する。
 - ③廊下・体育館にいる場合は、できるだけ高い場所に移動し、その後の教師の 指示に従って行動する。
 - ④トイレにいる場合は、3階へ移動し、教師の指示に従って行動する。
 - (3) 休憩中の津波(洪水) 警報発令(校庭・運動場等屋外にいる場合)
 - ①放送および教師の指示をよく聞く。
 - ②校舎の中に入る。
 - ③3階に移動し、教師の指示に従って行動する。

4 避難後の対応

- ・担任は児童の人数を確認し、校長に報告する。
- ・係分担の活動を行う。
- ・保護者が迎えに来るまで下校させない。
- ・保護者への児童引き渡し時、危険状態であるときは、保護者も共に留め置く。
- ・2次避難の必要があった場合は、市教委の指示に従う。 (家庭調査票、緊急連絡網、出席簿、雨具、体操服、ラジオ、ライト等持参)
- ・2次避難場所は「宇ノ気中学校」とする。

防災計画(6) J アラートによる情報伝達時の対応

目 的 Jアラートによる情報伝達時の迅速、適切な対応 分 掌 教 頭

1 基本事項

- (1) 自治体、関係機関(警察、消防等)と連携を図り、情報共有を図る。
- (2) 避難訓練を実施し、正しい知識を身に付け、適切な避難行動をとることができるようにしておく。
- 2 Jアラートによる情報伝達時の対応
 - ・職員室にいる職員は、すぐに緊急校内放送で知らせる。 「Jアラートによるミサイル発射情報が伝達されました。姿勢を低くし、頭を守りなさい。」
 - ・教職員は、教室等のすべての窓やカーテンを閉め、換気扇を止める。
- 3 児童の避難方法(行動の基本「姿勢を低くし、頭部を守る」)
 - (1) 学校にいる場合

【校舎外】

- ・速やかに校舎や近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難する。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【校舎内】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- ・床に伏せたり、机の下にもぐったりし、頭部を守る。
- (2) 登下校中の場合
 - ・防災無線などの放送をしっかり聞き、その指示に従う。
 - ・学校にいる場合と同様に避難行動をとる。

【スクールバスに乗車中】

- バスから降り、速やかに近くの建物や地下に避難する。
- ・車外に出ることが危険と判断される場合は、車内で避難行動をとる。

4 避難後の対応

- ・児童の把握に努める。
- ・メールで保護者に状況を知らせ、必要な場合は、児童の引き渡しを行う。
- ・屋内避難が継続したり2次避難が必要となったりした場合は、市教委の指示に従う。
- 5 臨時休校や授業の開始時間の判断
 - (1) 緊急の場合は、メールを使って連絡をする。
 - (2) 学校からの連絡がない場合でも、各家庭の判断で安全第一を考えての行動をとるように確認しておく。

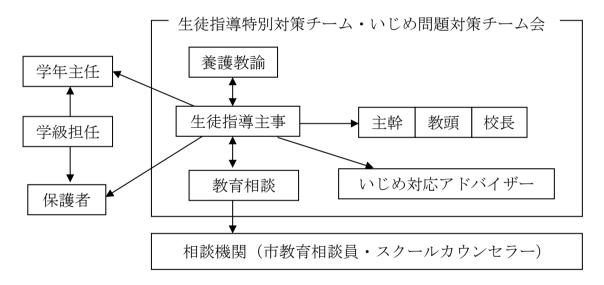
不登校児童への対応

目 的 不登校に対する迅速かつ組織的な対応

分 掌 生徒指導主事

1 基本事項

- (1) 不登校は、どの子どもにも起こり得るものと認識した上で、子どもと保護者の思いに寄り添い、将来の夢や希望が実現できるように、家庭・地域・関係機関と連携して取り組んで行く。
- (2) 校内での報告・連絡・相談を確実に行い、担任の報告は生徒指導主事に一本化することで、迅速かつ組織的に対応できるようにする。
- 2 問題発生時における生徒指導体制



3 不登校問題の基本的な対応の手順

- (1) 早期発見・情報収集
 - ・ 校内で欠席しがちな子どもを把握する。
- (2) ケース会議
 - ・ 月1回のケース会議で不登校児童の現状把握を行う。
 - 長期化、深刻化がみられる場合は、関係機関への協力を依頼する。
- (3) 支援
 - ・ 短期目標や長期目標 (ゴール) について、本人または保護者と確認しなが ら設定し、支援計画を立てる。
 - ・ 課題の整理と役割分担を行い、関係機関と連携してチームで支援にあたる。
- (4) 学校外施設との連携
 - ・ 適応指導教室(かほく市教育支援センター「すまいる」)等と学校が連携 を密にし、状況を把握しながら支援を行う。

児童虐待への対応

目 的 保護者から児童の心身の安全を守る迅速かつ適切な対応 分 掌 教 頭

1 基本事項

虐待は、子どもの心身に深刻な影響を与えるため、未然防止・早期発見が重要である。 学校は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、日々の生活を通して子どもを 注意深く見守り、不自然な点があれば市や児童相談所に連絡するなどして早期発見に努 め、関係機関と連携して適切に対応する。

2 虐待対応の手順

- (1) 気づくこと(早期発見)
 - ・ 虐待はどこにでも起こりうるという認識に立ち、子どもや保護者、その家庭 の状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないようにする。

(2) つなぐこと(早期対応・機関連携)

- ・ 虐待(の疑い)に気づいたら、市子ども総合センター【283-4320】または県中央児童相談所【223-9553】全国共有ダイヤル【189】へ連絡する。
- ・下記のような緊急性がある場合は、速やかに児童相談所に連絡(通告)する。
 - ① 明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる場合
 - ② 生命、身体の安全にかかわるネグレクトが疑われる場合
 - ③ 性的虐待が疑われる場合
 - ④ 子どもが帰りたくないといった場合
- ・上記のほか、子どもの生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合は警察にも通報する。

(3) 見守ること (予防・支援)

- ・在宅で支援を受けている児童については、学校生活において普段と変わった ことがないか注意深く観察(モニタリング)し、気になる点があれば市や児 童相談所へ情報提供する。特に7日以上欠席した場合は、市へ連絡する。
- ・要保護児童対策地域協議会(要対協)やケース会議への参画を行い、定期的 に市や児童相談所との情報共有を図る。
- ・一時保護を行った児童については、文書で市教育委員会へ報告する。
- ※ 参考資料 石川県「子ども虐待対応のための手引き(学校向け)」令和3年3月 かほく市「学校における虐待対応の流れ」令和3年4月

児童の安全確保及び学校の安全管理についての点検項目

かほく市立宇ノ気小学校

1 日常の安全確保

点検日 年 月 日

点検項目OX 改善計								
職員の共通理解と校内体制								
(1)	(1) 児童の安全確保に関し、職員会議で取上げるなどして教職員間で情報 交換や共通理解を図っているか							
来訪者	が確認							
(2)		の来訪者のための入口や受付を用意し、外部からの人の出入り を行っているか。						
不審者	情報に	係る関係機関等との連携						
(3)	学校周 か。	辺等における不審者等の情報について、次のような方法により	把握でき	る体制をとっている				
	1	日頃から警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。						
	2	近接する学校との間で情報を提供し合う体制をとっている。						
始業前	が放課	後における安全確保の体制						
(4)		や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担 、児童の状況を把握しているか。						
登下校	時にお	ける安全確保の体制						
(5)	登下校	時において、児童の安全が確保されるよう、次のような措置を	講じてい	いるか。				
	① 児童に対し定められた通学路を通って登下校するよう指導している。							
	2	通学路において人通りが少ないけど、児童が登下校の際により注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、注意喚起している。						
	3	登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の児童が緊急避難できる場所を児童一人一人に周知している。						
安全に	安全に配慮した学校開放							
(6)	学校開放に当って、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。							
	学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に ① 示し、非開放部分との区別を不審者の侵入暴威のための方策 を講じている。							
	2	学校開放時の安全確保について、保護者やPTA等による学校 支援のボランティアの積極的な協力を得ている。						

		点検項目	OX	理由 、 改善計画等			
学校設	学校設置免における安全確保						
(7)	学校設置の面で、次のような安全確保策を講じているか。						
	1	校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入り口等の破損、鍵の状況 の点検・補修を行っている。					
	2						

2 緊急時の安全確保

		点検項目	OX	理由、 改善計画等					
不審者	不審者情報がある場合の連絡等の体制								
(1)	学校周 か。	周辺等における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制が整備されている							
	1								
	2	② 緊急時の児童の登下校の方法について、あらかじめ対応方針 を定めていること。							
	3	登下校時や放課後等における児童の安全確保のための保護者やPTA等による学校支援のボランティアから巡回等の協力を得ること。							
不審者	がの立ち	入りなど緊急時の体制							
(2) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。									
	1	① 直ちに校長又は教頭に情報が伝達され、児童への注意喚起、 避難誘導等、緊急に対応できる教職員の体制を整えている。							
	2	警察や教育委員会に対して、直ちに通報がなされる体制を整 えている。							

$\overline{}$	++=¬==================================	ーマのサポ	/ #^ \
~	特記事項及び特記事項に対し	しての対応	(期日明記)
$\mathbf{\mathcal{O}}$	11101 2 22/X()11101 2 22(C)1		\ X /1 LJ 9/1 NI /